

学校通報制度運用要領（例規甲）

平成20年3月14日
兵警少育例規甲第10号

学校通報制度運用要領を下記のように定め、平成20年4月1日から実施する。

第1 趣旨

この要領は、少年警察活動規程（平成10年兵庫県警察本部訓令第15号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づいて運用する学校通報制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「学校通報」とは、通報対象事案の行為者が在籍する小学校、中学校又は高等学校（以下「在籍学校」という。）と緊密な連携を図ることにより、再非行の防止と健全な育成に資するために行う通報対象事案の在籍学校への通報をいう。
- 2 この要領において「児童・生徒」とは、小学校に在籍する児童又は中学校若しくは高等学校に在籍する生徒をいう。

第3 通報対象事案

通報対象事案は、次に掲げる少年事案のうち、その行為者が県内の小学校、中学校又は高等学校に在籍するものとする。

- 1 逮捕した犯罪少年に係る事件
- 2 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件
- 3 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事件
- 4 その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの
 - (1) 次のいずれかに該当し、かつ、学校との連携による継続的な対応が必要であると通報責任者が認めるもの
 - ア 行為者が、学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること。
 - イ 行為者が、非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性が強い者であること。
 - ウ 周辺の児童・生徒に影響が及ぶおそれがあること。
 - エ 関係する児童・生徒が複数であること。
 - (2) その他その内容にかんがみ、児童・生徒に対する指導を促進するため、通報責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

第4 通報責任者等

1 通報責任者

- (1) 生活安全部少年育成課（以下「少年育成課」という。）生活安全部少年捜査課（以下「少年捜査課」という。）交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警察署（以下「関係所属」という。）に、通報責任者を置く。
- (2) 通報責任者は、関係所属の長をもって充てる。
- (3) 通報責任者は、所属における学校通報制度の運用に関し責任を負う。

2 通報担当者

- (1) 関係所属に、通報担当者を置く。

- (2) 通報担当者は、警察署以外の関係所属にあつては当該所属の長が指定する警部補以上の階級にある警察官を、警察署にあつては少年事件選別主任者等（規程第14条第1項に規定する少年事件選別主任者等をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、警察署長は、少年事件選別主任者等のほか、警察署の実情に応じて課長を指定することができる。
- (3) 通報担当者は、通報責任者の指揮を受けて、学校通報の実施その他学校通報に関する事務を行う。

第5 通報要領等

1 通報所属等

- (1) 学校通報は、関係所属が取り扱う通報対象事案にあつては当該関係所属において、関係所属以外の所属が取り扱う通報対象事案にあつては少年育成課又は少年捜査課において行うものとする。
- (2) 関係所属以外の所属の長は、通報対象事案を取り扱うときは、学校通報に必要な事項を、速やかに生活安全部少年育成課長又は生活安全部少年捜査課長に通知するものとする。

2 通報要領

通報担当者は、通報対象事案があるときは、通報責任者の指揮を受けた上、在籍学校の長、副校長若しくは教頭又は生徒指導担当教諭（以下「校長等」という。）に対して、面接又は電話により学校通報を行うものとする。この場合において、通報前にあつては学校通報の理由について、通報後にあつては学校通報の結果について、それぞれ学校通報表（別記様式）により、順を経て通報責任者の決裁を受けるものとする。

3 通報時期

学校通報の時期は、通報対象事案の区分に応じて、次に掲げるとおりとする。

- (1) 逮捕した犯罪少年に係る事件 逮捕後速やかに行う。ただし、共犯の被疑者がある場合、学校通報の対象となる者（以下「通報対象者」という。）が否認している場合、事案の内容が複雑な場合その他逮捕後速やかに通報することにより、捜査に支障を及ぼすおそれがある場合は、事案の全容を解明した時点で行うものとする。
- (2) 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件及び身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事件 送致又は通告後速やかに行う。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる事件以外の通報対象事案 事案の全容を解明した時点で行う。

4 通報内容

学校通報の内容は、通報対象者の氏名及び学年並びに事案の概要とする。

第6 通報後の措置

1 通報結果の記載

通報担当者は、学校通報を行ったときは、その結果について、学校通報表に記載するほか、身上調査表（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第21号又は触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）別記様式第46号）の作成を要する通報対象事案にあつては身上調査表の末尾に記載しておくものとする。

2 管轄警察署長への通知

通報責任者は、学校通報を行ったときは、学校通報表の写しを送付することにより、在籍学校の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に学校通報を行った旨を通知するものとする。

3 管轄警察署長による措置

管轄警察署長は、前記2の規定による通知を受けたときは、学校通報が単なる非行概要の連絡のみに終わることのないよう、在籍学校の校長等との連携を密にして、通報対象者の再非行の防止及び健全育成を図るとともに、在籍学校の内外における他の児童・生徒への影響を十分に検討の上、個々の事案に応じた適切な措置を講ずるものとする。

第7 運用上の留意事項

1 正確な通報

共犯の被疑者が多数存在する通報対象事案、内容が複雑な通報対象事案等については、校長等を招致して説明するなど、正確な学校通報に努めること。

2 保護者等の理解と協力の確保

通報対象者及びその保護者に対して、学校通報制度の目的及び必要性について十分に説明した上、「学校に連絡する」旨を伝え、その理解と協力を求めること。

3 通報担当者による判断

学校通報の実施の判断は、通報担当者が通報責任者の指揮を受けて行うこととしていることから、これらの者以外の者が学校通報を実施するか否かについて通報対象者又はその保護者等に言及することのないようにすること。

4 通報の相手方の限定

学校通報は、校長等以外の者に対しては、絶対に行わないこと。

5 校長等に対する申入れ

校長等に対して、学校通報制度の目的について理解を求めた上、通報対象者の人権保護、保護者の名誉等に十分配慮して通報内容を取り扱うこと、及び学校通報により通報対象者に短絡的な不利益処分がなされることのないようにすることについて申し入れること。

別記様式（第5の2関係）

学 校 通 報 表

（ 課・隊・署 ）

1 通報の理由

事 案 名		
少年の区分	犯罪少年	触法少年
	ぐ犯少年	不良行為少年
通報対象事案	逮捕した事件（罪名） 送致し、又は身柄を同行して通告した触法少年に係る事件 身柄を同行して、送致し、又は通告したぐ犯少年に係る事件 学校との連携による継続的な対応が必要である事案 非行集団の構成員 ぐ犯性が強い者 周辺の児童・生徒への影響 複数の児童・生徒の関与 その他通報責任者が、特に必要であると認める事案 （必要と認める理由）	
通 報 内 容	対 象 の 児童・生徒	学校名・学年 氏名
	事案の概要	

2 通報の結果

通 報 日 時	年 月 日（ ） 時 分
通 報 方 法	面接 電話
通 報 担 当 者	少年事件選別主任者 少年事件選別補助者 通報責任者が指定する者（ ） 階級 氏名 印
通 報 先	学校名（ ） 校長 教頭又は副校長 生徒指導担当教諭
措 置 状 況 等	

注 該当する項目の にレ印を付すこと。